

令和4年5月13日第1回三次市議会臨時会を開会した。

1 出席議員は次のとおりである（24名）

1番 伊藤 芳 則	2番 山 田 真一郎	3番 増 田 誠 宏
4番 徳 岡 真 紀	5番 掛 田 勝 彦	6番 中 原 秀 樹
7番 月 橋 寿 文	8番 重 信 好 範	9番 山 村 恵美子
10番 宍 戸 稔	11番 新 田 真 一	12番 藤 岡 一 弘
13番 横 光 春 市	14番 鈴 木 深由希	15番 黒 木 靖 治
16番 藤 井 憲一郎	17番 弓 掛 元	18番 保 実 治
19番 大 森 俊 和	20番 竹 原 孝 剛	21番 齊 木 亨
22番 杉 原 利 明	23番 新 家 良 和	24番 小 田 伸 次

2 欠席議員は次のとおりである

な し

3 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（25名）

市 長 福 岡 誠 志	副 市 長 堂 本 昌 二
副 市 長 堀 川 亮	総 務 部 長 細 美 健
経営企画部長 宮 脇 有 子	地域振興部長 中 原 みどり
市民部長 矢 野 美由紀	福祉保健部長 立 花 周 治
子育て支援部長 松 長 真由美	市民病院部 事務部長 片 岡 光 子
産業振興部長 併農業委員会事務局長 中 廣 晋	建設部長 秋 山 和 宏
水道局長 加 藤 伸 司	危機管理監 山 田 大 平
情報政策監 上 谷 一 巳	教 育 長 迫 田 隆 範
教育次長 甲 斐 和 彦	君田支所長 影 山 敬 二
布野支所長 才 田 申 士	作木支所長 曲 田 憲 司
吉舎支所長 伊 達 浩 史	三良坂支所長 落 合 裕 子
三和支所長 細 美 寿 彦	甲奴支所長 杉 原 達 也
監査事務局長 併選挙管理委員会事務局長 児 玉 隆	

4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（5名）

事 務 局 長 池 本 敏 範	次 長 明 賀 克 博
議 事 係 長 原 仁 彦	政務調査係長 石 田 和 也
政務調査主査 脇 坂 由 美	

5 会議に付した事件は次のとおりである

日程番号	議案番号	件名
第 1		副議長の選挙
日程追加		議長辞職の件
日程追加		議長の選挙
第 2		会期の決定（1日間）
第 3		常任委員の選任
第 4		議会運営委員の選任
第 5	報告第2号	専決処分の承認を求めることについて（三次市税条例の一部を改正する条例）
	報告第3号	専決処分の承認を求めることについて（三次市都市計画税条例の一部を改正する条例）
	報告第4号	専決処分の承認を求めることについて（三次市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
第 6		議長の常任委員辞任について
日程追加		広島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

令和4年第1回三次市議会臨時会議事日程（第1号）

（令和4年5月13日）

日程番号	議案番号	件名	
第 1		副議長の選挙	5
日程追加		議長辞職の件	7
日程追加		議長の選挙	8
第 2		会期の決定（日間）	10
第 3		常任委員の選任	10
第 4		議会運営委員の選任	10
第 5	報 2	専決処分の承認を求めることについて（三次市税条例の一部を改正する条例）	12
	報 3	専決処分の承認を求めることについて（三次市都市計画税条例の一部を改正する条例）	12
	報 4	専決処分の承認を求めることについて（三次市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）	12
第 6		議長の常任委員辞任について	15
日程追加		広島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について	16



~~~~~ ○ ~~~~~

——開会 午前10時 0分——

○議長（新家良和君） 皆さん、おはようございます。

視聴者の皆様には、御視聴いただき、誠にありがとうございます。

三次市議会では、5月から10月末までの期間をクールビズの取組としてノーネクタイなどの軽装といたしておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

また、今臨時会も新型コロナウイルス感染予防対策を行い、さらに、3密の状態を避けることから、傍聴席についても一部入場の制限をしています。御不便をおかけいたしますが、御協力のほどお願いいたします。

ただいまの出席議員数は24人であります。

これより令和4年第1回三次市議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議録署名者として、月橋議員及び重信議員を指名いたします。

この際、御報告いたします。去る5月11日、山村恵美子氏から副議長の辞職願が提出され、地方自治法第108条の規定により、同日、辞職を許可いたしました。

以上で報告を終わります。

これより全員協議会を開催するため、この際、暫時休憩いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

——休憩 午前10時 2分——

——再開 午前10時 8分——

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 副議長の選挙

○議長（新家良和君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第1、これより副議長の選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（新家良和君） ただいまの出席議員数は24人であります。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

○議長（新家良和君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

これより点呼を行います。議員は点呼に応じて前に進み出て、1人ずつ記載台前で投票用紙を受け取り、記載台にて投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、投票願います。

点呼を命じます。

○議会事務局次長（明賀克博君） 議席順により順次お呼びいたします。

伊藤議員、山田議員、増田議員、徳岡議員、掛田議員、中原議員、月橋議員、重信議員、山

村議員、宍戸議員、新田議員、藤岡議員、横光議員、鈴木議員、黒木議員、藤井議員、弓掛議員、保実議員、大森議員、竹原議員、齊木議員、杉原議員、小田議員、新家議長。

〔職員点呼、投票〕

○議長（新家良和君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（新家良和君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

記載台を撤去してください。

ただいまより開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、開票立会人に掛田議員及び鈴木議員を指名いたします。

両議員の立会いを願います。

〔開 票〕

○議長（新家良和君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数24票。

これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち

有効投票 15票

無効投票 9票

有効投票中

藤井議員 15票

以上のとおりであります。

なお、この選挙の法定得票数は公職選挙法第95条第1項第3号の規定により4票であります。

よって、藤井議員が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

立会人は自席にお戻りください。

〔議場開鎖〕

○議長（新家良和君） ただいま副議長に当選されました藤井議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

副議長就任の御挨拶をお願いいたします。

〔副議長 藤井憲一郎君 登壇〕

○副議長（藤井憲一郎君） ただいま副議長に就任させていただきました藤井憲一郎でございます。まずもって皆様にお礼を申し上げます。

これから議長選挙がございますが、その後決まった議長さんと共に、支えながら、しっかりと責務を全うしていきたいと思っております。御信任ありがとうございます。よろしくお願

いたします。

○議長（新家良和君） 自席へお戻りください。

この際、議事の都合により副議長と交代いたしますので、よろしく願いいたします。

〔議長交代〕

○副議長（藤井憲一郎君） 新家議長から議長の辞職願が提出されております。

お諮りいたします。

議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（藤井憲一郎君） 御異議なしと認めます。

よって、議長辞職の件を日程に追加し、議題といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程追加 議長辞職の件

○副議長（藤井憲一郎君） 議長辞職の件を議題といたします。

新家議長の退場を願います。

〔議長 新家良和君 退席〕

○副議長（藤井憲一郎君） それでは、辞職願を朗読させます。

○議会事務局次長（明賀克博君） 辞職願。令和4年5月13日。三次市議会副議長様。

このたび、会派代表者会議における2年間の申合せにより議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

三次市議会議長、新家良和。

以上でございます。

○副議長（藤井憲一郎君） お諮りいたします。

新家議員の議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（藤井憲一郎君） 御異議なしと認めます。

よって、新家議員の議長の辞職を許可することに決しました。

〔23番 新家良和君 着席〕

○副議長（藤井憲一郎君） ただいま議長が欠員となりました。

これより全員協議会を開催するため、この際、暫時休憩いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

——休憩 午前10時26分——

——再開 午前10時39分——

~~~~~ ○ ~~~~~

○副議長（藤井憲一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(藤井憲一郎君) 御異議なしと認めます。

よって、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程追加 議長の選挙

○副議長(藤井憲一郎君) これより議長の選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

[議場閉鎖]

○副議長(藤井憲一郎君) ただいまの出席議員数は24人であります。

投票箱を点検します。

[投票箱点検]

○副議長(藤井憲一郎君) 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

これより点呼を行います。議員は点呼に応じて前へ進み出て、1人ずつ記載台前で投票用紙を受け取り、記載台にて投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、投票願います。

点呼を命じます。

○議会事務局次長(明賀克博君) 議席順により順次お呼びいたします。

伊藤議員、山田議員、増田議員、徳岡議員、掛田議員、中原議員、月橋議員、重信議員、山村議員、宍戸議員、新田議員、藤岡議員、横光議員、鈴木議員、黒木議員、弓掛議員、保実議員、大森議員、竹原議員、齊木議員、杉原議員、新家議員、小田議員、藤井副議長。

[職員点呼、投票]

○副議長(藤井憲一郎君) 投票漏れはありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(藤井憲一郎君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

記載台を撤去してください。

ただいまより開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、開票立会人に月橋議員及び山田議員を指名いたします。

両議員の立会いを願います。

[開 票]

○副議長(藤井憲一郎君) 選挙の結果を報告いたします。

投票総数24票。

これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち

有効投票 24票

無効投票 0票

有効投票中

山村議員 13票

杉原議員 11票

以上のとおりであります。

なお、この選挙の法定得票数は公職選挙法第95条第1項第3号の規定により6票であります。

よって、山村議員が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

立会人は自席にお戻りください。

〔議場閉鎖〕

○副議長（藤井憲一郎君） ただいま議長に当選されました山村議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

議長就任の挨拶をお願いいたします。

〔議長 山村恵美子君 登壇〕

○議長（山村恵美子君） ただいま厳正なる選挙の結果、議長に任命を頂きました山村恵美子でございます。皆様の御理解と御協力により議長の席に着かせていただくことになりました。ありがとうございます。

本市議会、そして本市を取り巻く状況が厳しくなる中、私どもも心して議会運営に当たっていかなくてはなりません。今まで経験と英知を積み重ねてこられた先輩議員の皆様、どうかそのお力を貸していただきますようよろしくお願い申し上げます。

そして、今期は若い議員誕生とともに、そのことについては市民の皆様から非常に大きな期待を寄せられているところでございます。ただ、やはり経験というものはこの議会を運営していく上では貴重な財産になります。皆様にも数多く、できるだけ研修を重ねていただきながら、そしてまた議会の中でも意見の交換、そして時には厳しい御指摘も受けながら、ぜひとも次の議会を担える人材に育てていただきたいと思います。私もそのことについては力を振り絞って尽力したいと思っております。

それぞれの会派あるいは政党、それぞれのスタンスでの思いがございます。その議会でございますが、やはりオール議会という言葉を私はこの胸に抱きながら進んでまいりたいと思えます。結果はどうあれ、やはり意志の共有、そしてそこでしっかりとした討議を進めていく、その上でやはり結論を出していく、形を成していく、そういう議会を目指して頑張っていきたいと思えます。

どうか皆様の御支持と御協力、御理解を頂きますよう、この2年間どうぞよろしくお願い申し上げます。

○副議長（藤井憲一郎君） 議長が決まりましたので、交代をいたします。御協力、誠にありがとうございました。

〔議長交代〕

○議長（山村恵美子君） この際、暫時休憩いたします。

再開につきましては後ほど申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

——休憩 午前10時56分——

——再開 午後 1時40分——

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第2 会期の決定

○議長（山村恵美子君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期臨時会の会期は本日の1日間としたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は1日間と決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第3 常任委員の選任

○議長（山村恵美子君） 日程第3、常任委員の選任を行います。

お諮りいたします。

常任委員の選任につきましては、委員会条例第6条第1項の規定により、総務常任委員に竹原議員、小田議員、宍戸議員、齊木議員、横光議員、藤井議員、徳岡議員、中原議員の8人を、教育民生常任委員に大森議員、保実議員、杉原議員、黒木議員、藤岡議員、掛田議員、月橋議員、山田議員の8人を、産業建設常任委員に新家議員、鈴木議員、伊藤議員、弓掛議員、重信議員、新田議員、増田議員と私、山村の8人を、広報広聴常任委員に横光議員、藤井議員、重信議員、新田議員、徳岡議員、月橋議員、中原議員、山田議員の8人をそれぞれ指名したいと思います。予算決算常任委員には、議長を除く全議員の23人を指名いたします。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました以上の議員をそれぞれの常任委員に選任することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第4 議会運営委員の選任

○議長（山村恵美子君） 日程第4、議会運営委員の選任を行います。

お諮りいたします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定により、竹原議員、保実議

員、宍戸議員、鈴木議員、横光議員、黒木議員、弓掛議員、藤岡議員、月橋議員、増田議員の10人を指名したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山村恵美子君) 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました以上の議員を議会運営委員に選任することに決定いたしました。

各常任委員会及び議会運営委員会の正副委員長の互選については、次の休憩中に委員会を開会され互選されますよう、年長委員の方はよろしくお願いいたします。

各委員会の正副委員長の互選などのため、この際、暫時休憩いたします。

予算決算常任委員会はこの議場で行います。予算決算常任委員会終了後、各常任委員会及び議会運営委員会をお願いいたします。

再開につきましては後ほど申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

——休憩 午後 1時44分——

——再開 午後 3時40分——

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長(山村恵美子君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

各常任委員会及び議会運営委員会の正副委員長の互選の結果について報告を受けましたので、この際、御報告いたします。

総務常任委員会委員長に横光議員、副委員長に中原議員、教育民生常任委員会委員長に保実議員、副委員長に藤岡議員、産業建設常任委員会委員長に弓掛議員、副委員長に重信議員、広報広聴常任委員会委員長に新田議員、副委員長に月橋議員、予算決算常任委員会委員長に杉原議員、副委員長に掛田議員、議会運営委員会委員長に宍戸議員、副委員長に黒木議員、以上のとおり、それぞれ選任されました。

ここで福岡市長から挨拶をしたい旨、申出がございましたので、この際、これを許します。

(市長 福岡誠志君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 福岡市長。

[市長 福岡誠志君 登壇]

○市長(福岡誠志君) 令和4年第1回臨議会におきまして、新たな議会構成が先ほど決定いたしました。議長に就任されました山村議長、副議長に就任されました藤井副議長、御就任誠におめでとうございます。市民の皆様から寄せられた意見や思いを基に、今後もさらに活躍されることを心から期待をしているところであります。今後とも市政の発展と市民福祉の向上に御尽力賜りますよう心からお願い申し上げます。

さて、本臨時議会には報告3件を提出させていただいております。よろしく御審議の上、御議決いただきますようよろしくお願い申し上げます。挨拶に代えさせていただきます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（三次市税条例等の一部を改正する条例）

報告第3号 専決処分の承認を求めることについて（三次市都市計画税条例の一部を改正する条例）

報告第4号 専決処分の承認を求めることについて（三次市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

○議長（山村恵美子君） 日程第5、報告第2号から報告第4号専決処分の承認を求めることについてまでの報告3件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（副市長 堂本昌二君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 堂本副市長。

〔副市長 堂本昌二君 登壇〕

○副市長（堂本昌二君） ただいま御上程になりました報告第2号から報告第4号までの報告3件について、一括して御説明申し上げます。

最初に、報告第2号専決処分の承認を求めることについて御説明申し上げます。

本件は、地方税法等の一部を改正する法律が令和4年3月31日に公布されたことに伴い、関係条例である三次市税条例の一部を改正する必要性が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定により、同日付で専決処分をいたしました。よって、同条第3項の規定により報告し、市議会の承認を求めようとするものであります。

その主な内容は、令和4年度に限り、商業地等に係る固定資産税の課税標準額の上昇幅を前年度比2.5%までに抑制する規定及び浸水被害の軽減を目的として法律上の指定を受けた区域内の土地の課税標準額の特例を定める規定を追加するほか、引用条項等の字句修正を行おうとするものであります。

次に、報告第3号専決処分の承認を求めることについて御説明申し上げます。

本件は、地方税法等の一部を改正する法律が令和4年3月31日に公布されたことに伴い、関係条例である三次市都市計画税条例の一部を改正する必要性が生じたので、地方自治法第179条第1項の規程により、同日付で専決処分をいたしました。よって、同条第3項の規定により御報告し、市議会の承認を求めようとするものであります。

その主な内容は、令和4年度に限り、商業地等に係る都市計画税の課税標準額の上昇幅を前年度比2.5%までに抑制する規定及び浸水被害の軽減を目的として法律上の指定を受けた区域内の土地の課税標準額の特例を定める規定を追加するほか、引用条項等の字句修正を行おうとするものであります。

最後に、報告第4号専決処分の承認を求めることについて御説明申し上げます。

本件は、地方税法施行令等の一部を改正する政令が令和4年3月31日に公布されたことに伴い、関係条例である三次市国民健康保険税条例の一部を改正する必要性が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定により、同日付で専決処分をいたしました。よって、同条第3

項の規定により御報告し、市議会の承認を求めようとするものであります。

その主な内容は、国民健康保険税の基礎課税額等に係る課税限度額を、医療保険分につき63万円から65万円に、後期高齢者支援金分につき19万円から20万円に改正しようとするものであります。

以上、報告3件につきまして、よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（山村恵美子君） 質疑を願います。

（3番 増田誠宏君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 増田議員。

○3番（増田誠宏君） では、報告第2号三次市税条例の一部を改正する条例についてお伺いします。

1点目として、貯留機能保全区域内の固定資産税についてですが、本市には対象区域なしとのことですが、今月の市広報にもありましたが、江の川上流域の特定都市河川指定に向けた手続が行われています。それによると、貯留機能保全区域の指定が今年度中にもなされる可能性があるようですが、本市においても区域の設定がなされるのかお伺いします。

2点目として、熱損失防止改修等住宅の固定資産税について、内容としては住宅の省エネ改修のことですが、今回の改正により「等」の文言が追加され対象が増えますが、どのようなことが変更になるのか、そのことにより件数の変化があるのか、税収に影響があるのか。

また、住宅の省エネ改修は地球温暖化防止、カーボンニュートラルへ向けて本市も取り組んでいく必要があります。市のホームページを見ますと、この固定資産税の減免についてはほとんど記載がありません。案内を見ることによって市民が省エネ改修をしようと思うかもしれませんし、そのことにより市内工務店の売上げにもつながります。しっかり周知していくべきと考えますが、お考えをお伺いします。

（建設部長 秋山和宏君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 秋山建設部長。

○建設部長（秋山和宏君） まず、報告第2号の関係で、浸水被害の軽減を目的として法律上の指定を受けた区域内というところですけども、これは先ほど議員も言われたとおり、特定都市河川浸水被害対策法に基づく特定都市河川の指定の手続が今行われております。これは江の川上流域が対象ですけども、この手続が行われ、区域が指定をされればこの法律も対象となってくると。さらに、貯留機能保全区域ですけども、これについては指定をされた後に流域の関係市町、それと国、県と流域水害対策協議会というものを設立しまして、それにより流域水害対策計画というものを策定していきます。この策定時にその区域をどうしていくかというのもこれから検討がされるということになります。

（市民部長 矢野美由紀君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 矢野市民部長。

○市民部長（矢野美由紀君） それでは、2点目の省エネ改修についてお答えをさせていただきます

す。

まず、改正によりまして「等」がついた、それによって何が変わってきたのかということの御質問でございます。これにつきましては、従来につきましては窓の改修工事と天井、壁の断熱工事、床の断熱改修工事、そういったものがありましたけれども、今回の「等」が付きましたことによりまして、太陽光発電装置、高効率空調機、高効率給湯器、太陽熱利用システム、そういったものを加えて、改修工事がされた場合には要件に該当するというふうになっております。

対象の件数等は、今現在は把握と想定もしておりませんが、今まで、「等」がつく前の部分でございます、窓の断熱改修等、そういったことの実績の部分は、3年度においては1件の該当がございました。

ホームページにつきましては、議員御指摘いただきましたとおり、また担当部署、課税課のほうへお問い合わせくださいといったような表現で、十分な表記がないところがございますので、今後、今の環境の取組も併せまして、しっかり充実したホームページに改修をしていこうとまた考えてまいりますので、よろしく願いいたします。

(3番 増田誠宏君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 増田議員。

○3番(増田誠宏君) 貯留機能保全区域についてですが、これから検討されるということですが、これ、仮に設定された場合、税収にどれくらい影響があると見込まれているのかお伺いします。

次の省エネ住宅についてですが、対象、令和3年で1件ということですが、これはもしかしたら周知していないので少ないかもしれないので、特にこの部分は緊急を要するために4月1日で専決処分されているので、そういう意味からもホームページで周知する時間というのは十分あったと思います。省エネ改修という部分では、課税課だけでなく複数の部署も関わってくると思いますが、周知についてどのようにしていくのか再度お伺いします。

(市民部長 矢野美由紀君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 矢野部長。

○市民部長(矢野美由紀君) まず、最初の貯留機能保全区域該当になった場合の影響額でございますけれども、現在のところその試算はしておりませんので、回答のほうはできません。申し訳ありません。

もう一点、周知につきましても、まず御指摘を頂いたホームページの部分の充実、また広報等でも併せていろいろと、これからしっかり関係する部署とも協議をしながら検討してまいりたいと思います。

○議長(山村恵美子君) ほかに質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山村恵美子君) これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております報告第2号から報告第4号までの報告3件は、三次市議会会

議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山村恵美子君) 御異議なしと認めます。

よって、報告第2号から報告第4号までの報告3件については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

討論を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山村恵美子君) 討論なしと認めます。

これより報告第2号から報告第4号を採決いたします。

お諮りいたします。

報告第2号から報告第4号を承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山村恵美子君) 御異議なしと認めます。

よって、報告第2号から報告第4号までの報告3件は承認されました。

この際、議事の進行上、副議長と交代し、退場いたしますのでよろしくお願いたします。

[議長交代]

[議長 山村恵美子君 退席]

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第6 議長の常任委員辞任について

○副議長(藤井憲一郎君) 日程第6、議長の常任委員辞任についてを議題といたします。

産業建設常任委員の山村委員から、議長の職務を行う都合上、常任委員を辞職したいとの申出がありました。

お諮りいたします。

本件は申出のとおり辞任を許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(藤井憲一郎君) 御異議なしと認めます。

よって、山村議長の常任委員辞任を許可することに決定いたしました。

議長と交代します。

[議長 山村恵美子君 着席]

[議長交代]

○議長(山村恵美子君) 先ほど、鈴木議員から広島県後期高齢者医療広域連合議会議員を辞任する旨の申出があり、受理いたしました。

お諮りいたします。

広島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙についてを日程に追加し、議題とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山村恵美子君) 御異議なしと認めます。

よって、広島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙についてを日程に追加し、議題いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程 広島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

○議長(山村恵美子君) これより広島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山村恵美子君) 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにしたと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山村恵美子君) 御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定しました。

広島県後期高齢者医療広域連合議会議員については、保実議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました保実議員を広島県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山村恵美子君) 御異議なしと認めます。

よって、保実議員が広島県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人に決定されました。

以上で今臨時会に付議されました事件の審議は全て終了いたしました。

これにて令和4年第1回三次市議会臨時会を閉会いたします。大変御苦労さまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

——閉会 午後 3時59分——

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和4年5月13日

三次市議会前議長 新家良和

三次市議会議長 山村恵美子

三次市議会副議長 藤井憲一郎

会議録署名議員 月橋寿文

会議録署名議員 重信好範